

令和3年度富山大学地域産業イノベーション創出フェローシップ事業受給者の募集について

富山大学において、地域産業のイノベーションを創出することを目的として、優れた研究能力を有し、本学が地域産業のイノベーションに繋がると認める研究分野（薬、マテリアル、情報・AI）の研究に専念することを希望する優秀な学生に対して、フェローシップ及びキャリアパス支援を実施する「富山大学地域産業イノベーション創出フェローシップ事業」を令和3年度から開始します。

については、本事業による支援対象学生を下記のとおり募集します。

対象者には、フェローシップとして、研究専念支援金と研究費を支給するとともに、研究力向上とキャリアパスの支援に向けた様々な取組を提供しますので、積極的な応募を期待します。

1. 予定人数

10名

2. 申請資格

本事業の対象学生は、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する、次に掲げる各号全てに該当する者を対象とします。

- (1) 医学薬学教育部博士後期課程薬科学専攻，医学薬学教育部博士課程薬学専攻，生命融合科学教育部博士課程生体情報システム科学専攻，生命融合科学教育部博士課程先端ナノ・バイオ科学専攻，理工学教育部博士課程数理・ヒューマンシステム科学専攻，理工学教育部博士課程ナノ新機能物質科学専攻に所属し，本学が地域産業のイノベーション創出に繋がると認める研究分野（薬，マテリアル，情報・AI）について研究する優秀な学生であり，本事業による支援を希望する者

研究分野	教育部	専攻
薬分野	医学薬学教育部	薬科学専攻 薬学専攻
	生命融合科学教育部	生体情報システム科学専攻 先端ナノ・バイオ科学専攻
マテリアル分野	理工学教育部	ナノ新機能物質科学専攻
情報・AI分野	理工学教育部	数理・ヒューマンシステム科学専攻

- (2) 日本学術振興会の特別研究員，社会人学生（注）並びに国費外国人留学生制度による支援及び本国からの奨学金等の支援を受ける留学生でない者
- (3) 支給開始年度の4月1日現在において，30歳未満であること。なお，出産・育児等ライフイベントを経た者については，個別の事情に応じて32歳未満とすることができる。

注 社会人学生の定義としては、学校基本調査による「社会人」の定義（①職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、③主婦・主夫）に準拠します。ただし③については、学生結婚のように単に婚姻したものであって、アルバイトや親の援助で生活しているようなケースについては、生活の実態により、申請資格を認める場合があります。

申請資格で不明点がある場合は、「10.その他・問合せ」に照会ください。

3. 支給額等

本事業で支給するフェローシップは、次の各号に定めるものとします。

- (1) 研究専念支援金 月額15万円（年額180万円）
- (2) 研究費 年額20万円

※ 研究専念支援金は、当該学生が研究に専念できるよう、生活費相当額として支給します。

※ 研究専念支援金は2カ月毎に支援対象学生からの請求書の提出を受けて支給する予定です。

※ 令和3年4月分については、令和3年5月にまとめて支給する予定です。

4. 支援期間等

令和3年4月～令和6年3月末（予定）

標準修業年限が3年の博士課程及び博士後期課程の学生に対しては、1年次から3年次までの3年間支給します。また、標準修業年限が4年となる博士課程の学生に対しては、2年次から4年次までの3年間支給します。

なお、上記期間内であっても、別に定めるとおり、休学した場合や退学した場合、義務の履行状況が不十分と判断された場合等支援の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

5. 申請手続

本事業による支援を希望する学生は、申請書（別紙様式1）を作成し、下記窓口へ、それぞれの〆切日時までに提出してください。（メールでの申請も可能です。）

○薬分野

- ・提出〆切 2021年4月12日（月）12時
- ・提出先 医薬系学務課学生支援チーム 電話 076-434-7123
mpgakusei1"@adm.u-toyama.ac.jp （"@を@に変更してください）

○情報・AI分野／マテリアル分野

- ・提出〆切 2021年4月8日（木）17時
- ・提出先 理工系学務課（大学院担当） 電話 076-445-6399
kyomeng"@adm.u-toyama.ac.jp （"@を@に変更してください）

6. 審査及び結果通知

審査は、分野別に審査委員会を設置し、書面審査及び面接審査により1次審査を行います。1次審査の結果を受けて、全学審査委員会にて最終決定を行います。

最終決定の結果は、4月末日までに本人宛にお知らせします。

※面接審査は提出締切日以降、各分野審査委員会にて実施します。申請者本人宛に面接日時等についてお知らせしますので、申請書記載の電話やメールを確認してください。

7. 審査方法

本事業による支援対象学生の審査は、次に掲げる各号の点数化により行います。

- (1) 申請時までの学会発表，特許，論文，語学に関する業績
- (2) 申請者が作成する研究計画，抱負等を含む申請書類

(3) 申請者との面接結果

8. 支援対象学生の義務

本事業の目的を達成するため、支援対象学生は研究等に対して、次に掲げる各号の義務を負うものとします。

- (1) 申請時の研究計画を踏まえた研究に専念すること。
- (2) 年間1報の論文投稿、もしくは国際学会での発表を実施すること。
- (3) 本学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- (4) 研究の状況を、定期的に開催する報告会等にて報告すること。
- (5) 指導教員による面談を定期的に受けること。
- (6) 修了後の進路について決定した場合、速やかに報告すること。
- (7) 本事業に関する各種の調査について協力すること。
- (8) 研究専念支援金に関する確定申告等の税法上の手続きについて実施すること。

9. 留意事項

- (1) 対象者と本学の間には雇用関係はありませんが、研究専念支援金は、税法上雑所得と扱われるので、所得税、住民税の課税の対象となります。そのため、確定申告が必要となりますので適切な対応が必要となります。またこのことを特に扶養義務者（親等）の方にお伝えいただき、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについても、扶養義務者の職場等のご担当者までお問合せください。
- (2) 研究費については、大学の管理下(指導教員のもと)で適切に使用していただきます。

10. その他・問合せ先

(本事業全体に関する事)

研究振興部研究振興課 担当：高山、落合

(Email) kenshin"@"adm.u-toyama.ac.jp (“@”を@に変更してください)

(Tel) 076-445-6386

(申請、分野審査会に関する事)

○薬分野

医薬系学務課学生支援チーム

(Email) mpgakusei1"@"adm.u-toyama.ac.jp (“@”を@に変更してください)

(Tel) 076-434-7123

○情報・AI分野／マテリアル分野

理工系学務課（大学院担当）

(Email) kyomeng"@"adm.u-toyama.ac.jp (“@”を@に変更してください)

(Tel) 076-445-6399